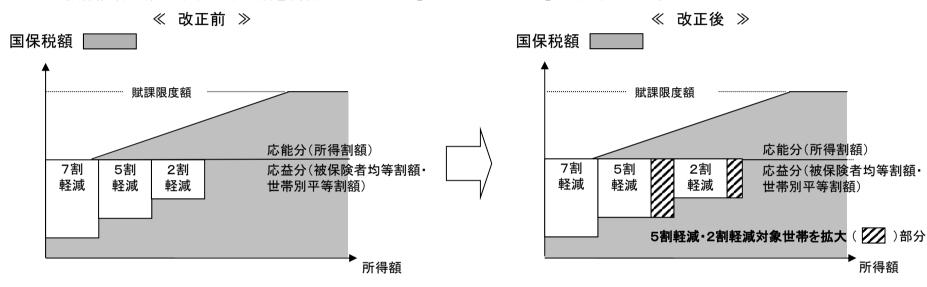
青森市市税条例の一部改正について (平成27年第2回市議会定例会可決)

国民健康保険税の低所得者に対する軽減の拡充

国民健康保険税の法定軽減(※1)について、

- ① 5割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定において 被保険者の数に乗ずべき金額を現行の「24.5万円」から「26万円」に引き上げた。
- ② 2割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定において 被保険者の数に乗ずべき金額を現行の「45万円」から「47万円」に引き上げた。



- ◇現行の法定軽減判定所得(世帯の総所得金額(※2))
- ①7割軽減・・・33万円以下
- ②5割軽減…

33万円+24万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数(※3))以下

- ③2割軽減⋯
- 33万円+45万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

- ◇改正後の法定軽減判定所得(世帯の総所得金額)
- ①7割軽減・・・33万円以下
- ②5割軽減…

33万円+26万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

- ③2割軽減・・・
- 33万円+47万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
- (※1) 法定軽減とは、世帯主及び国保加入者の総所得金額が一定金額以下の場合、国民健康保険税の応益分である被保険者均等割額及び世帯別平等割額を7割・5割・2割軽減する措置
- (※2) 世帯の総所得金額とは、世帯主と被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合算額
- (※3) 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した者でかつ後期高齢者医療制度へ移行した後も継続して移行時と同一の世帯に属する者

国民健康保険税の端数処理の見直し 【市独自基準】

〇市税全般において年税額を期別の回数で除した1,000円未満の端数を初回の期別に合算(地方税法第20条の4の2第6項)



- 〇国民健康保険税の年税額を期別の回数で除した100円未満の端数を初回の期別に合算する条例改正を行った。
 - ・国民健康保険税以外の市税は従前どおり1,000円未満の端数を初回の期別に合算

【地方税法第20条の4の2第6項】

「地方税の確定金額を、二以上の納期限を定め、一定の金額に分割して納付し、又は納入することとされている場合において、その 納期限ごとの分割金額に千円未満の端数があるとき、又はその分割金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、す べて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。

ただし、地方団体が当該地方団体の条例でこれと異なる定めをしたときは、この限りではない。」

- ○期別毎の納付額を均等化。
 - ・これまで初回の納付額が年税額の1/2を超えていた世帯 ※ の負担感の軽減を図る。
 - ※世帯の前年所得が33万円以下で、国民健康保険税の被保険者均等割額と世帯別平等割額が本来の額より7割軽減されている低所得世帯
 - ◆年税額17,600円の場合

【改正前】17.600円÷9期≒1.955円→955円×8期を第1期に合算

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
9, 600	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000

【改正後】17,600円÷9期≒1,955円→55円×8期を第1期に合算

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
2, 400	1, 900	1, 900	1, 900	1, 900	1, 900	1, 900	1, 900	1, 900

※対象世帯数 2.944世帯(平成26年度当初賦課時点、全世帯数は48.012世帯)